

情報 最前線

市役所へのお問い合わせ先

- 西条市庁舎  
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所  
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所  
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所  
TEL0898-72-2111

お知らせ

6月の市税ごよみ

20日(水) 軽自動車税全期分の督促状の発送  
7月2日(月) 市県民税第1期の納期限  
※督促状1通につき1000円の督促料をいただきます。  
※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。



6月定時登録による選挙人名簿新規登録者の縦覧

6月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

■新規登録者

平成4年3月3日から同年6月2日までに生まれた方、および平成23年12月2日から平成24年3月1日までに転入の届出をした方で、平成24年6月1日現在において、平成24年3月2日から引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている方

■縦覧期間

6月3日(日)～7日(木)  
8時30分～17時

■縦覧場所

市庁舎別館3階  
市選挙管理委員会事務局  
TEL0897-52-11263

児童手当の現況届を提出してください

児童手当を受けている方は、6月初旬に現況届を送付しますので、6月29日(金)までに現況届を提出してください。届かなかつた場合は、担当課までご連絡ください。

提出がないと、6月以降の児童手当が受けられなくなります。

※平成24年4月に「子ども手当」が新たに「児童手当」に変わり、6月以降の児童手当に所得制限が導入されます。そのため、平成24年1月1日に西条市外に住所があった方は、住所のあった市町村発行の平成24年度所得課税証明書(平成23年中所得の証明)を取得し、現況届に添付してください。

※1月1日に西条市に住所があった方は、添付する必要はありません。

■提出先

○市庁舎別館女性児童福祉課  
子育て支援係  
TEL0897-52-1370  
○各総合支所市民福祉課  
福祉係(東予)  
市民福祉係(丹原・小松)

介護保険施設での食費と居住費を減額します

平成24年度の市民税が非課税となっている世帯の方は、申請をして「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けると、介護保険施設を利用した際の食費と居住費が一部減額されます。現在、介護保険施設に入所中で該当する方は申請してください。

すでに認定証をお持ちの方も6月30日(土)が有効期限となりますので、引き続き利用される方は、7月31日(火)までに申請を行ってください。

■対象となる介護保険施設

- 特別養護老人ホーム
- 介護老人保健施設
- 介護療養型医療施設
- 小規模特別養護老人ホーム
- 申請場所・問合せ  
○市庁舎別館高齢介護課  
介護認定給付係  
TEL0897-52-1423  
○各総合支所市民福祉課  
福祉係(東予)  
市民福祉係(丹原・小松)



STOP! 不法電波

電波利用環境保護周知啓発強化期間 6月1日～10日

不法無線局から出される電波は、携帯電話やテレビ・ラジオに障害を与えるなど日常生活に悪影響を及ぼします。さらに消防・救急・警察や鉄道、航空機など人命に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。電波の利用には原則、免許が必要です。ルールを守り電波環境を守りましょう。

電波のルールと電波障害などの申告・ご相談は、四国総合通信局までお願いします。

■問合せ 総務省四国総合通信局 TEL089-936-5055

